

○長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付要綱

平成31年4月1日告示第150号

改正

令和2年4月1日告示第89号
令和4年3月31日告示第95号
令和5年3月24日告示第87号
令和6年3月25日告示第137号
令和7年3月 日告示第 号

長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特性に応じた空き家等の利活用を促進し、住環境の改善や地域の活性化を図るため、長浜市内の自治組織等が行う地域の活性化に寄与することを目的とした空き家の改修又は除却に要する経費の一部に対し、長浜市空き家活用地域活性化事業助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、長浜市空き家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(助成対象空き家)

第3条 助成金の交付対象となる空き家（以下「助成対象空き家」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に存在し、1年以上居住その他の用に供されていない建築物であること。
- (2) この要綱による助成対象事業と同一の部位に対して、他の助成金等の交付を受けていないこと。
- (3) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する建築物又は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物でないこと。
- (5) 助成対象空き家及びその敷地の所有者等が市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）第2条第2号に規定する市税等をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (6) 条例第19条に基づく勧告を受けていないこと。
- (7) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物の改修工事を行う場合は、第9条の規定による報告をする日において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）をいう。）の地震に対して安全な構造であることが確かめられる基準又は市長が当該基準と同等以上と認める基準に適合していること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象空き家の所在地の自治組織又は市内に活動拠点を有する市民活動団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、助成対象としない。

- (1) 公共の福祉に反する活動を行う団体
- (2) 営利活動を行うことを主たる目的とする団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を行っている団体
- (4) 市税等の滞納がある団体

(助成対象事業)

第5条 助成の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域の課題解決や地域の活性化を目的とした空き家の改修工事や除却工事とする。ただし、次に掲げる各号の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内で事業所及び営業所を営む法人又は市内に本拠を有する個人事業者の請負により実施される工事であること。
- (2) 第8条の規定による通知を受けた日以後に工事請負契約を締結し、及び工事に着手し、並びに助成金を受けようとする年度の2月末日までに完了する工事であること。
- (3) 助成金を受けようとする年度の3月末日（当該年度内にできない合理的な理由がある場合は、当該年度の次の年度の3月末日）までに、次項又は第4項に規定する用途での活用を開始すること。

2 助成対象事業のうち助成対象空き家の改修工事を行う場合については、改修後の建築物を次に掲げるいずれかの用途に10年以上活用するものとする。

- (1) サロンやカフェなどの交流施設
- (2) 子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設
- (3) 地元の食材を活用した食堂施設や販売施設
- (4) 防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設
- (5) 地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設
- (6) その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設

3 前項の改修工事において、次の各号のいずれかに該当する工事は、助成の対象外とする。

- (1) 冷暖房器具、家電製品等の取付工事
- (2) カーテン、家具、調度品等の設置工事
- (3) 外構工事

4 助成対象事業のうち助成対象空き家の除却工事を行う場合については、除却後の跡地を次に掲げるいずれかの用途に5年以上活用するものとする。

- (1) ポケットパーク
- (2) コミュニティガーデン
- (3) バスやデマンドタクシーなどの待合所
- (4) 観光客や来訪者が利用できる無料駐車場
- (5) その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象事業に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

- (2) 位置図（付近見取図）
- (3) 改修工事の内容が確認できる図面
- (4) 現況写真（助成対象空き家及び敷地の全体写真及び工事箇所が分かる写真）
- (5) 助成対象空き家及びその敷地の所有者等が分かる書類
- (6) 申請者と助成対象空き家及び敷地の所有者等が異なる場合は、承諾書（様式第2号）及び使用貸借契約書の写し
- (7) 助成対象事業に係る見積書及び明細書の写し
- (8) 助成対象者が市民活動団体等にあつては、団体の運営に関する規約、会則及び構成員名簿
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、その結果を長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は長浜市空き家活用地域活性化事業助成金不交付（交付取消し）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する助成金の交付決定を行うときに、必要な条件を付することができる。
（実績報告）

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、助成対象事業が完了したときは、長浜市空き家活用地域活性化事業助成金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 除却工事がある場合は、産業廃棄物の処分に関する証明書の写し
- (4) 精算金額が確認できる請求書及び領収書の写し
- (5) 事業完了後の写真（補助対象事業を行う前の写真と比較可能なもの）
- (6) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物の改修工事を行った場合は、耐震基準適合証明書
書
（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定内容に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、長浜市空き家活用地域活性化事業助成金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
（助成金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに長浜市空き家活用地域活性化事業助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（活用の開始）

第12条 助成金の交付を受けた者は、第5条第2項又は第4項に規定する用途での活用を開始した日から起算して30日以内に、長浜市空き家活用地域活性化事業活用開始届（様式第8号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 看板その他の案内表示の設置により、活用が開始できる状態となったことが分かる写真
- (2) 活用の開始を周辺の住民等へ周知したことが分かる書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者が、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又は虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(遵守義務)

第14条 助成金の交付を申請した者は、市長が助成金の交付申請に係る事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力しなければならない。

2 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 申請者は、関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年4月1日告示第89号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第95号)

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日告示第87号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する

附 則 (令和6年3月25日告示第137号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

附 則 (令和7年3月 日告示第 号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。